

一般振替機関の監督に関する命令等の一部を改正する命令

目次

本則

一般振替機関の監督に関する命令（平成十四年 内閣府 法務省令第一号）（第一条関係）	1
社債等の振替に関する命令（平成十四年 内閣府 法務省令第五号）（第一条関係）	2
信託会社等営業保証金規則（平成十六年 内閣府 法務省令第二号）（第三条関係）	5
信託兼営金融機関営業保証金規則（平成十六年 内閣府 法務省令第四号）（第四条関係）	6

附則

-----	8
-------	---

一般振替機関の監督に関する命令（平成十四年内閣府令第一号）（第一条関係）
内閣府令第一号
法務省令第一号

改正案	現行
<p>（短期社債等の発行残高に係る情報の提供）</p> <p>第三十八条 一般振替機関は、振替口座簿に記載され、又は記録されている短期社債、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第三百二十九条の十二第一項に規定する短期投資法人債、保険業法（平成七年法律第五号）第六十一条の十第一項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第八項に規定する特定短期社債及び短期外債（以下この条において「短期社債等」という。）について、次に掲げる事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により公衆に提供しなければならない。ただし、当該短期社債等の取得の申込みの勧誘が私募（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項に規定する有価証券の私募をいう。）により行われる場合については、この限りでない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（短期社債等の発行残高に係る情報の提供）</p> <p>第三十八条 一般振替機関は、振替口座簿に記載され、又は記録されている短期社債、保険業法（平成七年法律第五号）第六十一条の十第一項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第八項に規定する特定短期社債及び短期外債（以下この条において「短期社債等」という。）について、次に掲げる事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により公衆に提供しなければならない。ただし、当該短期社債等の取得の申込みの勧誘が私募（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項に規定する有価証券の私募をいう。）により行われる場合については、この限りでない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>2（略）</p>

改正案	現行
<p>（振替機関への通知事項） 第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項（第一号ト及びリを除く。）の規定は、法第百十五条において準用する法第六十九条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第一項第一号中「短期社債」とあるのは「短期投資法人債」と、同号口中「社債管理者」とあるのは「投資法人債管理者」と、同項第二号中「短期社債」とあるのは「短期投資法人債」と、「八及びト」とあるのは「及びハ」と読み替えるものとする。</p> <p>4～6（略）</p> <p>7 法第百二十一条において読み替えて準用する法第六十九条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 法第百二十一条において読み替えて準用する法第六十九条第一項の信託の設定が、投資信託契約締結当初に係るものである場合 次に掲げる事項</p> <p>イ～ヲ（略）</p>	<p>（振替機関への通知事項） 第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項（第一号ト、リ及び第二号を除く。）の規定は、法第百十五条において準用する法第六十九条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第一項第一号中「振替社債（短期社債を除く。）」とあるのは「振替投資法人債」と、同号口中「社債管理者」とあるのは「投資法人債管理者」と読み替えるものとする。</p> <p>4～6（略）</p> <p>7 法第百二十一条において読み替えて準用する法第六十九条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 法第百二十一条において読み替えて準用する法第六十九条第一項の信託の設定が、投資信託契約締結当初に係るものである場合 次に掲げる事項</p> <p>イ～ヲ（略）</p>

ワ 委託者が運用の指図に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容

カ 証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回ることとなる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示

(1) 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十九号）第十三条第二号イに規定する公社債投資信託

(2) 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第十三条第二

ワ 委託者が運用の指図に係る権限を委託する場合における当該委託の内容

カ 証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回ることとなる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示

(1) 有価証券については次に掲げるものに限り投資として運用することとされているもの

(一) 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第一号から第四号までに掲げる有価証券

(二) 証券取引法第二条第一項第七号の二に規定する投資法人債券及び外国投資証券で投資法人債券に類する証券

(三) 証券取引法第二条第一項第八号に掲げる有価証券

(四) 証券取引法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で(一)及び(三)に掲げる有価証券の性質を有するもの

(五) 証券取引法第二条第一項第十号に掲げる有価証券

(六) 証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条に規定する有価証券

(七) 証券取引法施行令第一条の三に規定する受益権及び証券取引法第二条第二項第二号に規定する権利

(八) 証券取引法第八八条の二第三項の規定により国債証券又は外国国債証券とみなされる標準物

(2) その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目

号口に規定する親投資信託

(3) (略)

二 (略)

8～11 (略)

附則

(特例社債等の内容の公示)

第四条 (略)

2 (略)

3 第三条第三項の規定は、法附則第二十八条第二項において準用する法附則第十七条第一項第二号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第三条第三項中「第一号ト及びリ」とあるのは「第一号ト、リ及び第二号」と、「第一項第一号中「短期社債」とあるのは「短期投資法人債」とあるのは「第一項第一号中「第六十九条第一項第一号の振替社債（短期社債を除く。）」とあるのは「附則第二十八条第二項において準用する法附則第十七条第一項の同意に係る特例投資法人債（短期投資法人債を除く。）」「と、「同項第二号中「短期社債」とあるのは「短期投資法人債」と、「八及びト」とあるのは「及びハ」と読み替える」とあるのは「読み替える」と読み替えるものとする。

4～10 (略)

的とするもの

(3) (略)

二 (略)

8～11 (略)

附則

(特例社債等の内容の公示)

第四条 (略)

2 (略)

3 第三条第三項の規定は、法附則第二十八条第二項において準用する法附則第十七条第一項第二号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第三条第三項中「第一項第一号中「振替社債（短期社債を除く。）」とあるのは「振替投資法人債」とあるのは、「第一項第一号中「第六十九条第一項第一号の振替社債（短期社債を除く。）」とあるのは「附則第二十八条第二項において準用する法附則第十七条第一項の同意に係る特例投資法人債」と読み替えるものとする。

4～10 (略)

改正案	現行
<p>（申立ての手續）</p> <p>第一条 信託業法施行令（平成十六年政令第四百二十七号。以下「令」という。）第十一条第一項に規定する権利の実行の申立てをしよ ととする者は、様式第一による申立書に信託業法（以下「法」とい う。）第十一条第六項の権利（以下「権利」という。）を有するこ とを証する書面を添えて、法第二条第二項に規定する信託会社（令 第二十条第二項に定める金融庁長官の指定するものを除く。以下同 じ。）、「法第五十条の二第一項の登録を受けた者又は法第五十二 条第一項に規定する承認事業者の場合にあつては本店等（令第十二 条第一項第一号に規定する本店等をいう。第二条及び第十五条におい て同じ。）の所在地を管轄する財務局長（財務支局長を含む。以下 同じ。）に、令第二十条第二項に定める金融庁長官の指定する信託 会社又は法第二条第六項に規定する外国信託会社の場合にあつては 金融庁長官にそれぞれ提出しなければならない。</p>	<p>（申立ての手續）</p> <p>第一条 信託業法施行令（平成十六年政令第四百二十七号。以下「令」という。）第十一条第一項に規定する権利の実行の申立てをしよ ととする者は、様式第一による申立書に信託業法（以下「法」とい う。）第十一条第六項の権利（以下「権利」という。）を有するこ とを証する書面を添えて、法第二条第二項に規定する信託会社（令 第二十七条第二項に定める金融庁長官の指定するものを除く。以下 同じ。）、「法第五十条の二第一項の登録を受けた者又は法第五十二 条第一項に規定する承認事業者の場合にあつては本店等（令第十二 条第一項第一号に規定する本店等をいう。第二条及び第十五条にお いて同じ。）の所在地を管轄する財務局長（財務支局長を含む。以 下同じ。）に、令第二十七条第二項に定める金融庁長官の指定する 信託会社又は法第二条第六項に規定する外国信託会社の場合にあつ ては金融庁長官にそれぞれ提出しなければならない。</p>

信託兼営金融機関営業保証金規則（平成十六年内閣府令第四号）（第四条関係）

改正案	現行
<p>（申立ての手続）</p> <p>第一条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号。以下「令」という。）第六条第一項に規定する権利の実行の申立てをしようとする者は、様式第一による申立書に金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項において準用する信託業法第十一条第六項の権利（以下「権利」という。）を有することを証する書面を添えて、信託業務を営む金融機関（令第十四条第一項に定める金融庁長官の指定する信託業務を営む金融機関を除く。）の場合にあつては本店等（令第七条第一項第一号に規定する本店等をいう。第二条及び第十五条において同じ。）の所在地を管轄する財務局長（財務支局長を含む。以下同じ。）に、令第十四条第一項に定める金融庁長官の指定する信託業務を営む金融機関の場合にあつては金融庁長官にそれぞれ提出しなければならない。</p> <p>（申出の手続）</p> <p>第二条 令第六条第二項に規定する権利の申出をしようとする者は、様式第二による申出書に権利を有することを証する書面を添えて、</p>	<p>（申立ての手続）</p> <p>第一条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号。以下「令」という。）第六条第一項に規定する権利の実行の申立てをしようとする者は、様式第一による申立書に金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項において準用する信託業法第十一条第六項の権利（以下「権利」という。）を有することを証する書面を添えて、信託業務を営む金融機関（令第十五条第一項に定める金融庁長官の指定する信託業務を営む金融機関を除く。）の場合にあつては本店等（令第七条第一項第一号に規定する本店等をいう。第二条及び第十五条において同じ。）の所在地を管轄する財務局長（財務支局長を含む。以下同じ。）に、令第十五条第一項に定める金融庁長官の指定する信託業務を営む金融機関の場合にあつては金融庁長官にそれぞれ提出しなければならない。</p> <p>（申出の手続）</p> <p>第二条 令第六条第二項に規定する権利の申出をしようとする者は、様式第二による申出書に権利を有することを証する書面を添えて、</p>

金融庁長官又は信託業務を営む金融機関（令第十四条第一項に定める金融庁長官の指定する信託業務を営む金融機関を除く。）の本店等の所在地を管轄する財務局長（以下「金融庁長官等」という。）に提出しなければならない。

金融庁長官又は信託業務を営む金融機関（令第十五条第一項に定める金融庁長官の指定する信託業務を営む金融機関を除く。）の本店等の所在地を管轄する財務局長（以下「金融庁長官等」という。）に提出しなければならない。

附 則

この命令は、証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。